

令和6年度 障害福祉サービス事業者集団指導

～第3部 児童通所系サービス報酬改定のポイント～

台東区福祉部 福祉課 指導検査係

はじめに

- ・本資料は、東京都が実施する「令和6年度障害福祉サービス事業所集団指導」の補足です。
- ・実際に実地検査を行う担当部門として年間の指導実績を踏まえて検査時の視点やポイントについてまとめています。
- ・「指導検査のポイント」を特に重点的に確認していただくと、検査の際にどのような点に留意しているかわかります。



指導検査のポイント



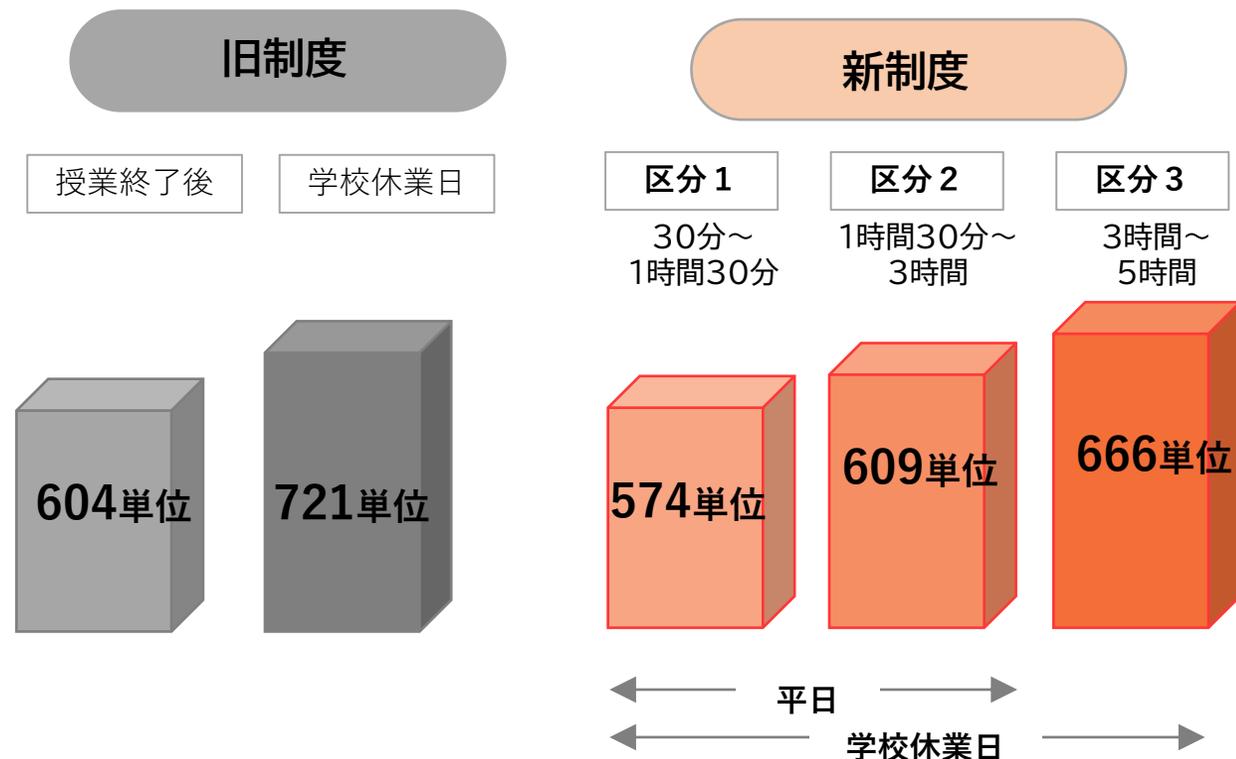
3部 児童通所系サービス報酬改定のポイント

- ①時間区分創設による基本報酬の取り扱い
- ②延長支援加算の見直し
- ③個別支援計画の作成時の留意事項
- ④支援プログラム未公表減算

①時間区分創設による基本報酬の取り扱い

時間区分が設定され、基本報酬が変更されました。

【基本報酬】



<新制度の区分と単価の詳細>

区分1	30分以上1時間30分以下	574単位
区分2	1時間30分以上3時間以下	609単位
区分3	3時間超5時間以下	666単位

POINT

- ・「30分以上」という下限が設定された
- ・「区分1~3」の時間区分が設定された
- ・「区分3」は学校休業日のみ算定できる

① 個別支援計画への記入

個別支援計画別表

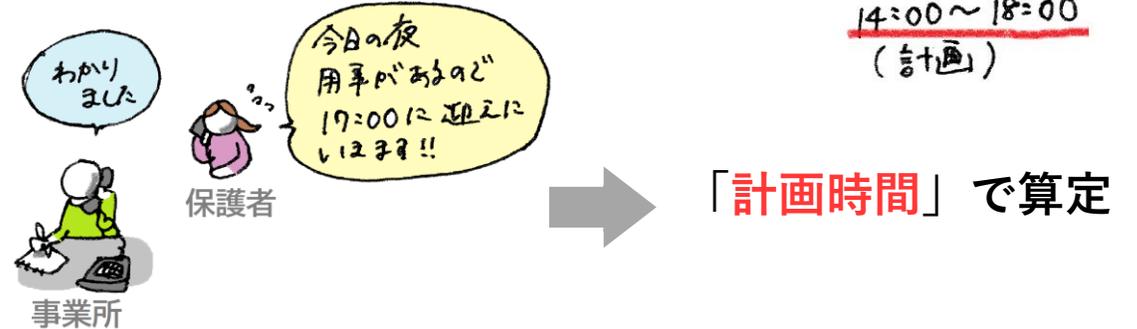
利用児氏名	指導 検太郎		
	月	火	水
提供時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間	利用開始・終了時間
	14時00分 ~ 18時00分	14時00分 ~ 18時00分	14時00分 ~ 18時00分
	4時00分	4時00分	4時00分
延長支援時間 <small>※延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から</small>	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間	【支援前】延長支援時間
	18時00分 ~ 19時00分	~	~
	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間	【支援後】延長支援時間
	~	~	~
	1時00分	0時00分	0時00分

「個別支援計画書参考様式別表」に提供時間を曜日ごとに記載する必要があります！

- ・個別支援計画に支援の計画時間を記入し、この計画時間に応じて基本報酬を算定することとなる

② 計画より短くなった場合は？

実利用時間が**利用者の都合**で短くなったら…

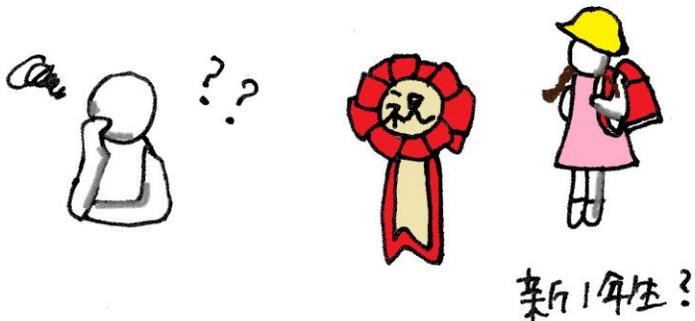


実利用時間が**事業所の都合**で短くなったら



③ 30分未満を認める特例

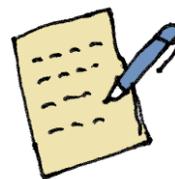
「周囲の環境に慣れるため」とは??



自治体への確認・相談
が必要です

- ・原則、区分1が30分以上～のため、30分未満の支援は算定不可となる
- ・特例として「周囲の環境に慣れるため等の理由」で「区が認めた場合」は算定可能!

④ 実利用時間の記録



「サービス提供実績記録表」に記録します!

「計画時間」と「実利用時間」に乖離が続くなら、、、 → 「個別支援計画」の見直しが必要!



- ・実利用時間は「サービス提供実績記録票」で記録が必要である。
- ・かつ、個別支援計画に記載した「計画時間」と実利用時間に乖離がある場合には、個別支援計画の見直しが必要となる。
- ・具体的な乖離の度合いは区に確認・相談する必要がある。

② 延長支援加算の見直し

【加算単位】

旧制度		新制度	
1時間未満	61単位	1時間～2時間	92単位
1時間～2時間	92単位	2時間以上	123単位
2時間以上	123単位	(延長30分～1時間)	61単位

POINT

- ・算定が「営業時間前後」の支援から「基本報酬の最長の時間区分に加えて行った支援」に変更された。
- ・延長時間の職員配置について児発管もOKとなった。
- ・最低1時間の延長時間がないと加算できない



報酬改定前の計画時間

14:00～18:00

延長支援時間の設定次第で加算を取れる??

<前後30分ずつ延長支援時間を設定>



算定不可

<前1時間延長支援時間を設定>



算定可

<後1時間延長支援時間を設定>



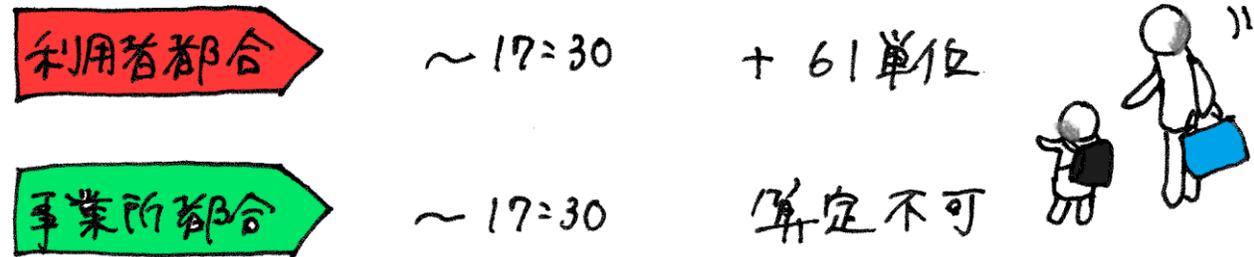
算定可

延長時間短縮の場合の扱い

《普段の計画》



計画していた「延長支援時間」が17:30までになった場合は？



・延長時間が短くなった場合、利用者都合でも事業者都合でも理由を問わず「実利用時間」で算定する

※基本報酬と考え方が異なるので注意

・計画時間より延長支援が短くなった場合、かつ利用者都合であった場合は1時間未満であっても算定できる。

●利用者都合 ⇒ 30分~1時間未満なら61単位算定可

30分未満なら算定不可

●事業所都合 ⇒ 算定不可

延長支援時の配置基準

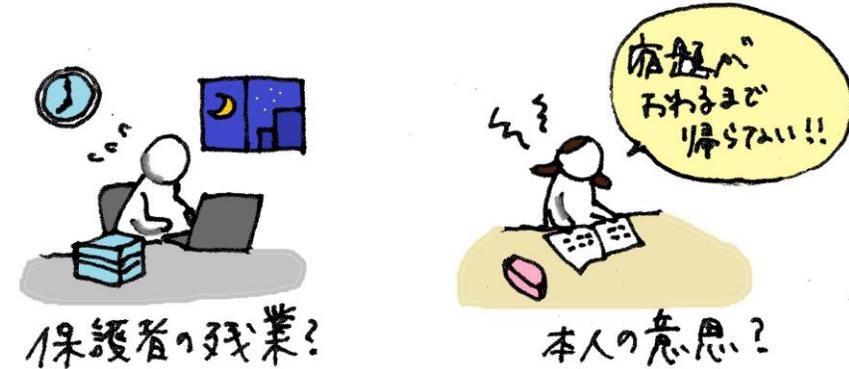
職員配置は？



POINT

- ・延長時間帯の職員配置は2人以上必要である。
- ・うち1人は見発管でもOKとなった。
- ・延長支援の算定は「延長支援の体制を設け計画的に実施すること」が求められる

緊急的な預かりニーズ対応



POINT

- ・個別支援計画に記載していないにもかかわらず、緊急で預りニーズに対応するために延長支援を行った場合には、その記録を残すことにより延長加算が算定可能。
- ・具体的な事例は区への相談が必須である。

③ 個別支援計画の作成時の留意事項

令和6年4月以降、新たに以下の事項を記載することが求められます

① 計画時間

別紙1-2 個別支援計画書参考様式別表

利用児氏名	月	火	水	木	金
提供時間	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分	利用開始・終了時間 ～ 0時00分
延長支援時間 <small>※延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ1時間以上とする</small>	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～

「提供時間」欄に計画時間を曜日ごとに記載します

「延長支援時間」欄に延長時間を曜日ごとに記載し「延長を必要とする理由」欄にその理由を記載する

② 延長支援時間

別紙1-2 個別支援計画書参考様式別表

③ 5領域・インクルージョンを踏まえた取組

別紙1-1 個別支援計画書参考様式

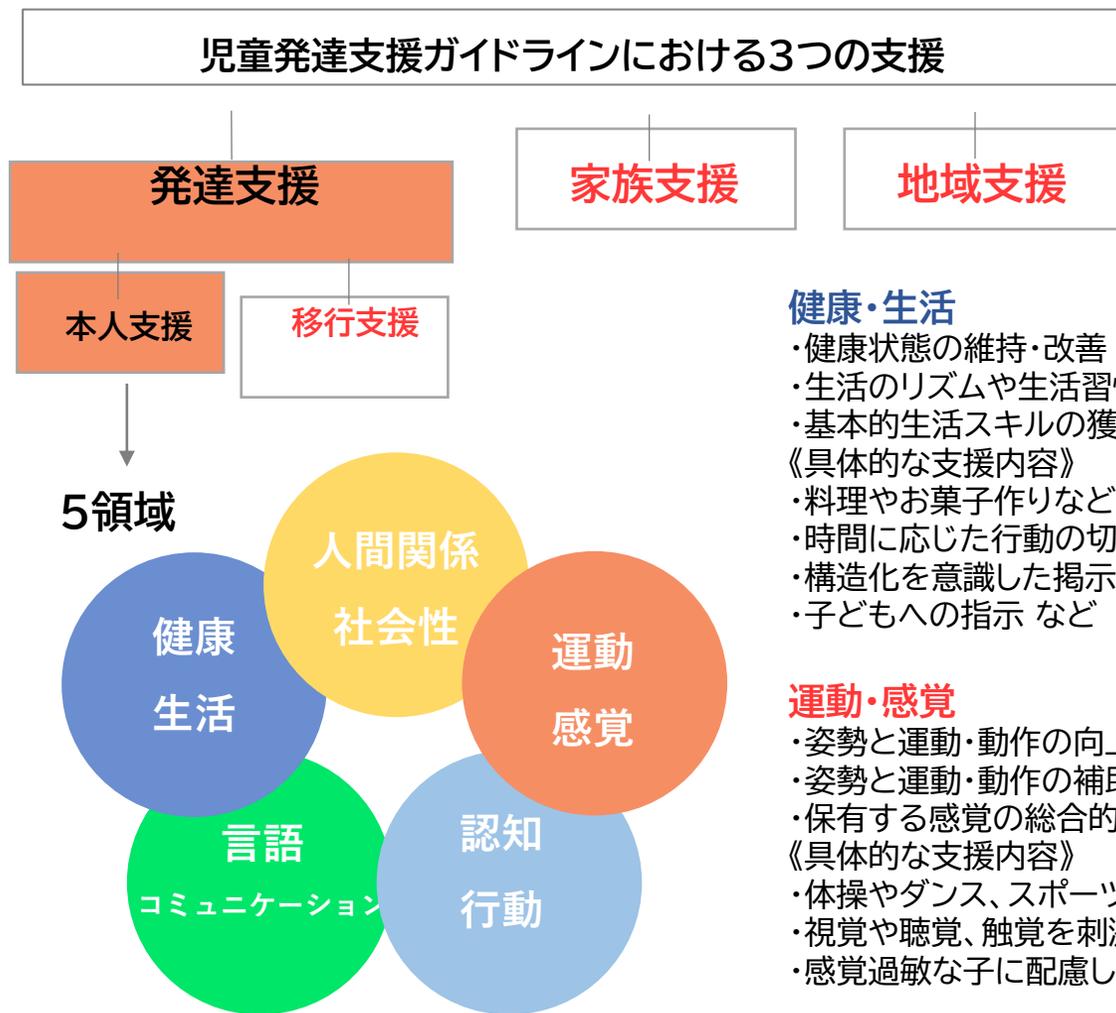
利用児及び家族の生活に対する意向						
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)				支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)		
短期目標 (内容・期間等)						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先順位

POINT

・「計画時間」「延長支援時間」「5領域・インクルージョンを踏まえた取組み」の3点が新たに記載必要になった。

令和6年4月以降の個別支援計画について 5領域を踏まえたアセスメント⇒5領域すべての視点を網羅した支援

『5領域』とは??



認知・行動

- ・認知の発達と行動の習得
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
- 《具体的な支援内容》
- ・ブロックなど立体の造形物を使った創作活動・音楽やリズムを使って五感を刺激する活動
- ・ビジョントレーニング など

言語・コミュニケーション

- ・言語の形成と活用
- ・言語の受容及び表出
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・コミュニケーション手段の選択と活用
- ・空間・時間、数等の概念形成の習得
- 《具体的な支援内容》
- ・伝言ゲームや早口言葉など言葉を用いたゲーム
- ・生活の中で起こる事柄に対するロールプレイング
- ・考えを発表したり好きなことをプレゼンテーションする など

健康・生活

- ・健康状態の維持・改善
- ・生活のリズムや生活習慣の形成
- ・基本的な生活スキルの獲得
- 《具体的な支援内容》
- ・料理やお菓子作りなどを通じた食育
- ・時間に応じた行動の切り替え
- ・構造化を意識した掲示物
- ・子どもへの指示 など

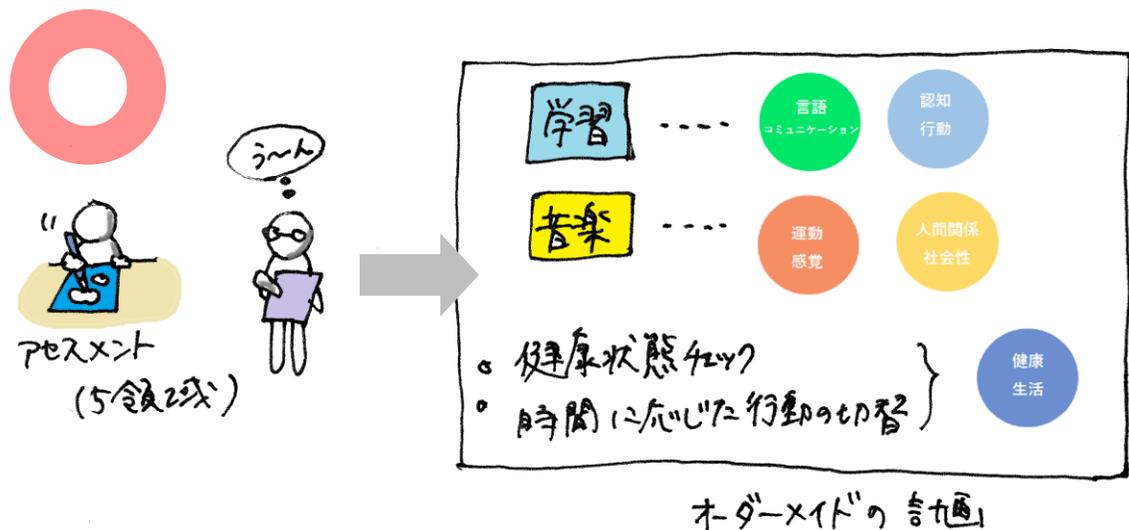
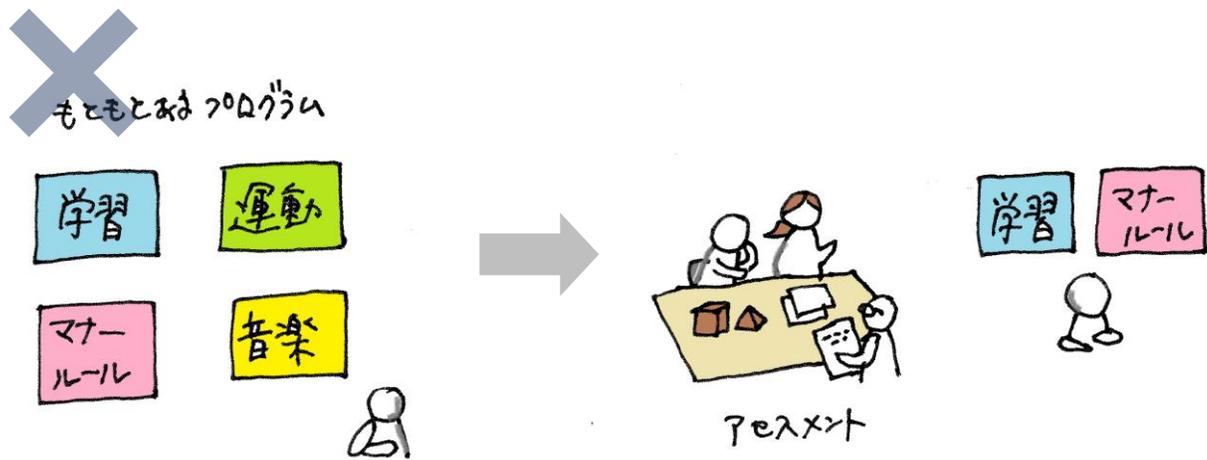
運動・感覚

- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- ・保有する感覚の総合的な活用
- 《具体的な支援内容》
- ・体操やダンス、スポーツなどを通じた運動療育
- ・視覚や聴覚、触覚を刺激するようなゲームやクイズ
- ・感覚過敏な子に配慮した環境設定 など

人間関係・社会性

- ・他者との関わり(人間関係)の形成
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加
- 《具体的な支援内容》
- ・ごっこ遊びや模擬店などを通してなり切ってみる
- ・他己紹介など他者を知るための活動
- ・職業訓練や職場体験 など

個別支援計画作成全般に関わる留意点



POINT

- 5領域に沿ったアセスメントを行い、その視点を網羅した支援を行う
- 課題をもとに必要な支援を組み立てること
(5領域に対応する支援の当てはめはダメ)
- 個々のアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援が前提

個別支援計画作成全般に関わる留意点

R6.5.17こども家庭庁留意事項通知によりポイント提示

記載項目は全部で12個あるので、各ポイントについて説明します

別紙 1
参考様式

利用児氏名： _____ 個別支援計画書 作成年月日： ____年 ____月 ____日

利用児及び家族の生活に対する意向					
総合的な支援の方針					
長期目標 (内容・期間等)				支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)					

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

- ① 利用児および家族の生活に対する意向
- ② 総合的な支援の方針
- ③ 長期目標
- ④ 短期目標
- ⑤ 支援目標および具体的な支援内容等
- ⑥ 項目
- ⑦ 支援目標(具体的な到達目標)
- ⑧ 支援内容(支援の提供場のポイント)
- ⑨ 達成時期
- ⑩ 担当者・提供機関
- ⑪ 留意事項
- ⑫ 優先順位

①利用時および家族の生活に対する意向

別紙1 利用児氏名： 指導 榎太郎	作成年月日					参考様式
個別支援計画書						
利用児及び家族の生活に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しく遊びたい（本人） ●場面にあった行動を自分で気づいて行えるようになってほしい（保護者） 					
総合的な支援の方針						
長期目標 (内容・期間等)						支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)						
○支援目標及び具体的な支援内容等						
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

POINT

本人、保護者それぞれの意向を併記する形が望ましい

<参考記載例>

- 楽しく遊びたい（本人）
- 場面にあった行動を自分で気づいて行えるようになってほしい(保護者)

②総合的な支援の方針

1年を目途に事業所としてどのように支援していくのかという方針を記載する

別紙 1	個別支援計画書	参考様式	参考様式
利用児氏名： 指導 検太郎		平成 年 月 日	
利用児及び家族の生活に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しく遊びたい（本人） ●場面にあった行動を自分で気づいて行えるようになってほしい（保護者） 		
総合的な支援の方針	<p><本人の特性の見立て> ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいようです。このため目の前の情報が動きにつながりやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られます。集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。</p> <p><本人への支援の具体的方針> 視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段（複数の絵カードや具体物の中から指差しする等）により、まずは大人とのやり取りの中で「（言われていることが）わかった。（言いたいことが相手に）伝わった。」経験を楽しみながら積み重ねていきます。</p> <p><本人に関わる関係先との連携> こうした取組を中心に、学校とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、学校生活の中でもより多くの「わかった」「できた」につながるよう支援していきます。</p>		

POINT

<方針決定に必要な観点>

- ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議で求められている事業所の役割
- ・支援場面のみでなく家庭や通っている学校等での生活や育ちの視点
- ・同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン(地域社会への参加・包摂)の視点
- ・事業所を継続的に利用する場合、計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる適切な提供の視点

③長期目標

④短期目標

別紙1	参考様式		参考様式
利用児氏名： 指導 検太郎	個別支援計画書		作成年月日： 年 月 日
利用児及び家族の生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)	・手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、活動時に自分で動けるようになる。 ・絵カードやイラストを用いて「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。		

POINT

・長期=1年程度が目安

<参考記載例> 視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからないことは様々なコミュニケーション手段を用いて大人に聞くことができる。

・短期=6ヶ月が目安

<参考記載例> 見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動寺院自分で動けるようになる。

⑤支援目標及び具体的な支援内容等

⑥項目

別紙 1	個別支援計画書		参考様式
利用児氏名： 指導 検太郎			作成年月日： 年 月 日
利用児及び家族の生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)		支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)	
短期目標 (内容・期間等)		・個別：毎週月曜日14:30-15:15 (空き状況によって週2回の利用有) 心理担当職員(月3回)、作業療法士担当(月1回) ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45(保護者都合により2時間の延長支援の可能性有)	

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	(内容・)
本人支援		
家族支援		
移行支援		

POINT

・5領域と4つの支援(「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」)を網羅的に記載する

《必須》 本人支援 家族支援 移行支援

《任意》 地域支援・地域連携

⑦支援目標(具体的な到達目標)

参考様式

○支援目標及び具体的な支援内容等					
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割)
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	○○(保育士) △△(作業療法士)	専門的支援実施加算 別紙参照。
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	7か月後	●● (児童指導員)	・保護者に対して具の例を示す時間を計支援実施加算について参照。
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。・食事:スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。	3か月後	○○(保育士)	6月に予定しているに、ご家庭で着替え見させていただく。
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践してもらう。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。	6か月後	○○(保育士) 保護者	・子育てサポート加算: 定し、担当者との具体的なモデルにしながら、家庭で踏まえたフィードバック
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて学校を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・学校の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子	6か月後	■■(児発管) 先生	保護者の意向も確認で連携を図る点に留意のスケジュールの共有

POINT

<目標記載の3つのポイント>

- ・「こども本人や家族の状況」を具体的に記載する
- ・アセスメントの結果を踏まえて記載する
- ・目標の主語は原則「こども本人や家族」になる(「移行支援」や「地域連携」では主語がい事業所になる)

⑧支援内容(支援の提供上のポイント)

参考様式

○支援目標及び具体的な支援内容等					
項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意 (本人の役)
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	〇〇(保育士) △△(作業療法士)	専門的支援実施が別紙参照。
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	7か月後	●● (児童指導員)	・保護者に対して、の例を示す時間を支援実施加算にて参照。
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。・食事:スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。	3か月後	〇〇(保育士)	6月に予定している、ご家庭で着替見させていただく
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践してもらう。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。	6か月後	〇〇(保育士) 保護者	・子育てサポート加算 定し、担当者との具 デルにしながら、家 踏まえたフィードバ
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて学校を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこととの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・学校の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する(学校からの電子連絡については、お手数ですがスク	6か月後	■(児発管) 学校〇〇先生	保護者の意向も確 で連携を図る点に のスケジュールの

POINT

<支援内容記載のポイント>

- ・目標に向けた支援内容、工夫、配慮を記載する
- ・「本人支援」は5領域との関連性を記載する(※「本人支援」以外は5領域との関連性の記載は不要)
- ・その他の支援は働きかけや取り組みを記載する

⑨達成時期

⑩担当者・提供機関

参考様式

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	○○(保育士) △△(作業療法士)
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	7か月後	●● (児童指導員)
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。・食事:スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。	3か月後	○○(保育士)
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践してもらう。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。	6か月後	○○(保育士) 保護者
		・行事等、普段と異なる活動の際の具体的な関わり方のモデルを示す。絡内容を相互に確認し、日々の様子連絡については、お手数ですがスクリーンショットを添付してください。	6か月後	■■(児発管) 学校○○先生

POINT

- ・個別支援計画は6ヶ月に1回以上の見直し¹が求められている
- ⇒達成時期も最長「6ヶ月」まで
- ・1～3ヶ月で達成できる目標も積極的に検討する
- ・支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する

⑪留意事項

⑫優先順位

参考様式

○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	○○(保育士) △△(作業療法士)	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	7か月後	●● (児童指導員)	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間を設ける。・専門的支援実施加算については、別紙参照。	1
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。・食事:スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。	3か月後	○○(保育士)	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践してもらう。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。	6か月後	○○(保育士) 保護者	・子育てサポート加算:月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて学校を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・学校の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する(学校からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください)。	6か月後	■■(児発管) 学校○○先生	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する(行事のスケジュールの共有も含む)。	

POINT

・支援内容が加算の算定に関わる場合、算定する加算や頻度等について記載する

<参考例> 子育てサポート加算等

・個別支援計画とは別に計画を作成する必要な加算について関連性を記載する

<参考例> 専門的支援実施加算、自立サポート加算等

・本人支援の各支援内容に番号を振るなどして優先順位を設定する。

④ 支援プログラム未公表減算

R6年度報酬改定により、運営基準において、5領域との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(「支援プログラム」)を作成し、公表することが求められることとなりました。

減算適用時期 : **令和7年4月1日～**

【参考】

こども家庭庁支援局「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」

目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

記載項目

以下①～⑫の項目を網羅した内容となるように作成してください。

(事業所における基本情報)	(支援内容)
①事業所名	⑦本人支援の内容と5領域の関連性
②作成年月日	⑧家族支援(きょうだいへの支援も含む)の内容
③法人(事業所)理念	⑨移行支援の内容
④支援方針	⑩地域支援・地域連携の内容
⑤営業時間	⑪職員の質の向上に資する取組
⑥送迎実施の有無	⑫主な行事等

【参考】

- ・こども家庭庁支援局「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」
- ・R6年5月17日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「個別支援計画支援記載のポイント」

作成における留意点

- 支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくことを踏まえ、**管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聞きながら作成すること。**
- 支援プログラムは以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
 - ①全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - ②事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

公表および都道府県への届出について

▶ 支援プログラムの作成後、以下の2つを実施してください。

①公表

事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表してください。

②都道府県への届出

公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。

POINT

R7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合は、支援プログラム未公表減算が適用されるため注意してください。

